

愛知県美術館ギャラリー利用者の手引き

令和4年4月

愛知県美術館企画業務課

TEL 052(971)5511(代)内線323

FAX 052(971)5604

愛知芸術文化センター地下2階 施設利用受付

TEL 直通052(971)5516

FAX 直通052(971)5541

目 次

1	施設の概要	1
2	利用の御案内	2
3	利用申込みの手続	3
4	使用料	5
5	利用時間等	6
6	審査保管室の利用	6
7	書類提出・広報	6
8	搬入・搬出	7
9	展覧会の開催	9
10	利用者の義務、許可の取消し等	10
11	免責事項	10
12	使用可能備品等一覧	11
	愛知県美術館ギャラリー（8階全図）	13
	8Fギャラリー固定壁面	14
	ギャラリー 展示室A-D（8F）	15
	ギャラリー 展示室E-I（8F）	16
	ギャラリー 展示室J（8F）	17
	愛知県美術館ギャラリー案内図（1F）	18
	愛知県美術館ギャラリー関係案内図（地下5F）	19
	愛知県美術館ギャラリーの看板について	20

1 施設の概要

(1) 展示室（8階）及び審査保管室（1階）

室名	面積 ㎡	固定壁長 m	可動壁長 m	壁長合計 m	天井高 m	積載荷重 t/㎡	設備・仕様等	
A	321	60	32	92	5.8	1.0	照明:LEDライン照明 床材:タイルカーペット	
B	321	60	32	92	5.8	1.0		
C	321	60	32	92	5.8	1.0		
D	335	60	32	92	5.8	1.0		
E	209	43.5	18	61.5	5.8	1.0		
F	212	43.5	18	61.5	5.8	1.0		
G (1/2)	526 (263)	79 (39.5)	30 (15)	109 (54.5)	4.9	1.0	照明:LEDライン照明 :LEDダウンライト照明 床材:長尺シート 昇降トラス	
H	242	48	18	66	5.5	1.0	照明:LEDライン照明	
I	248	48	18	66	5.8	1.0	床材:タイルカーペット	
J (1/2)	378 (189)	70 (35)	36 (18)	106 (53)	5.8	1.0	照明:光天井(LED+ルーバー) 床材:長尺シート 可動展示パネル	
合計	3,113	572	266	838	-	-		
審査 保管 室	1 (1/2)	130	-	-	-	5.8	1.0	照明:蛍光灯ライン照明 床材:タイルカーペット
		(65)						
	2 (1/2)	110	-	-	-	5.8	1.0	
		(55)						

(注) 1 展示室G、J及び審査保管室1、2は、2分の1の利用もできます。

2 展示室は、スポットライトの取付が可能です。

3 J室の可動壁長は、可動展示パネル(6台)の壁長です。

4 壁材は、各室ともガラスクロスAEP仕上げです。

5 展示室Gの可動壁は6枚です。移動は警備員が対応します。

(2) 附属設備

主催者控室	1(8階)、2~5(9階) 面積:10~13㎡
チケット売場	(8階) 面積:10㎡
アートショップ	(8階) 面積:8㎡

(3) その他

搬入口	B搬入口(1階):トラック用(搬入口内にホイストを設置) F搬入口(地下5階):自家用車用(車高2.1mまで)
搬入用エレベーター (2基)	内寸:3m(幅)×4m(奥行)×3m(高さ) 最大積載量:3,500kg

2 利用の御案内

(1) 利用できる催物の範囲

県民の芸術文化の向上に資すると認められる展覧会で、次に該当するものとします。

- ア 主要美術団体による全国的又は全県的な規模による創作美術品の一般公募展
- イ 国、地方公共団体及び公共性を有する機関等による国際的又は国内的に定評のある美術作品の展覧会
- ウ その他芸術振興、国際親善等のため適当と認められる美術展

(2) 利用できる期間

休館日の翌日から次の休館日の前日までの期間（通常火曜日から日曜日）を1単位とします。
なお、原則として、休館日に、搬入・搬出作業を行います。

(3) 展示することができる作品の種類

絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザインその他愛知芸術文化センター愛知県美術館長（以下「美術館長」という。）が適当と認めた作品。

(4) 展示の方法

- ア 作品は、すべて展示室内に展示してください（ただし、展示室E前、展示室F前、展示室G前、展示室H前及び展示室I前の通路壁面を除く）。
- イ 壁面以外に展示する作品については、直接床面に置かず、展示台等を利用してください。（特に事情があり、これによりがたい場合は、事前に美術館企画業務課の承認を受けてください。）

(5) 展示作品の制限

次に掲げるような作品は、展示室に展示することができません。

- ア 床面に展示する作品で、床にかかる荷重が、床面積1㎡につき1tを超える作品
- イ 天井ピクチャーレールからの吊り下げ重量が、ワイヤ1本50kg以上の作品
- ウ 壁面ピクチャーレールからの吊り下げ重量が、ワイヤ1本25kg以上の作品
- エ 天井から直接吊り下げる作品（展示室G室は除く）。但し、ライティングレール用吊フックを用い、ライティングレール1m当たり5kg以内の作品は展示できる場合があります。
- オ 不快音を発し、又は煙霧を発生する仕掛けのある作品
- カ 悪臭を発し、又は腐敗のおそれのある素材を使用した作品
- キ 人に危害を及ぼすおそれのある素材を使用した作品
- ク 砂利、砂、土等を直接床面に置いたり、床面をき損、汚損するような素材を使用した作品
- ケ 動植物及び危険物等生物被害のおそれのあるものは展示できません。なお、展示中であつても、有害生物（羽蟻等）が発生した場合は、作品を撤去していただく場合があります。
- コ 鑑賞者に著しく不快感を与えるなど、公安、衛生法規に触れるおそれのある作品
- サ その他美術館長が不適当と判断する作品

3 利用申込みの手続

(1) 利用仮申込み

- ア 展示室の利用を希望される場合には、次表の利用期間に応じて、それぞれの仮受付期間（休館日を除きます。）に展示室利用仮申込書を提出してください。
- イ 愛知芸術文化センター地下2階アートプラザ内利用受付窓口へ直接申込みください。
- ウ 仮申込書の受付時間は、午前10時から午後5時までです。
- エ 仮申込みの際には、仮申込書の提出をお願いします。なお、初めて利用申込をいただいた団体については、展覧会の概要、団体の設立から現在に至る経緯が確認できる参考資料（展覧会の図録、作品写真、開催要領、会則、出品者の活動歴等）を添付してください。

利用期間	仮受付期間
利用開始日が、4月から翌年3月までの間	前年度の6月1日から20日まで

(2) 利用許可の内定と利用許可申請

- ア 美術館長は、利用希望を適当と認める場合は、利用許可を内定し、仮申込者に対して、内定通知を送付します。なお、利用できる展示室・利用期間は、美術館企画業務課で調整しますので、希望どおりとならないこともあります。
- イ 内定通知を受け取られた方は、指定期日までに、利用許可申請書を提出してください。
- ウ 美術館長は、利用許可を適当と認める場合は、利用許可申請者に対し、利用許可書を送付します。

(3) 利用許可をしない場合

次のような場合には、利用を許可しません。

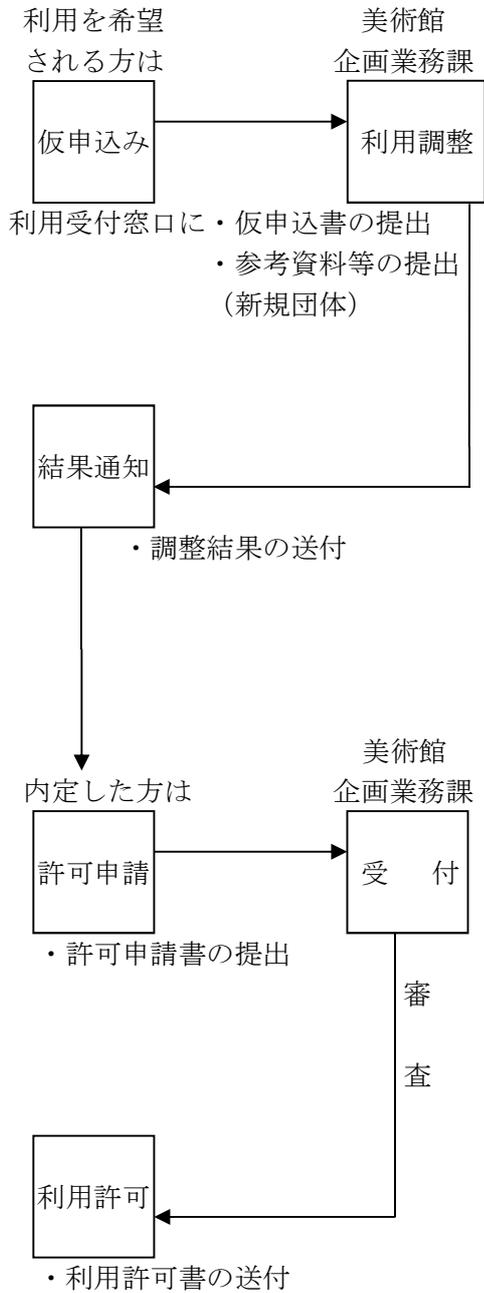
- ア 申請者が、制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第16条第1項の審査を受けた被補助人）である場合
- イ 展示しようとする作品が、「展示することができる作品の種類、展示の方法、展示作品の制限」（2ページ参照）に触れる場合
- ウ 反社会的勢力の利益となると認められるもの。
- エ 特定の個人や集団に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるもの。
- オ 「愛知県美術館ギャラリー（8階）を展示で利用される主催者のみなさまへのお願い」（必要に応じホームページ掲載）について全く遵守の意思がないもの。

(4) 利用許可の優先順位

利用許可をするに当たっての優先順位は、原則として次のとおりとします。

- 第1順位 全国的な規模による創作美術品の一般公募展、国際的又は国内的に定評のある美術作品の展覧会の開催を目的とする利用、美術系教育機関の卒業制作展を目的とする利用
- 第2順位 全県的な規模による創作美術品の一般公募展の開催を目的とする利用
- 第3順位 その他芸術振興、国際親善等のため適当と認められる美術展の開催を目的とする利用

【利用申込みの手続】



利用期間 4月～翌年3月（1年度）

前年度の
6月1日～20日

8月中旬

8月下旬

11月

※仮受付期間以外で利用仮申込みを希望される方は、別途美術館企画業務課までご相談ください。

4 使用料

- (1) 展示室及び審査保管室の使用料は、指定された納期限（※）までに納入してください。納入通知書は会期の約1か月前に郵送します。
- (2) 時間外使用料は、利用当日までに企画業務課で納入してください。
- (3) 特殊な照明、展示設備や写真撮影等のために電力を使用する場合は、別途料金を負担していただきます（1キロワット1時間につき51円）。搬入日までに企画業務課で納入してください。
- (4) いったん納入された使用料は、次の場合を除いて還付しません。
 - ア 知事が公共の福祉のために許可を取り消したり、利用の中止を命じた時。
 - イ 利用者が、美術館長の承認を受けて、利用を中止した時。

※ 展示室は通常の場合利用開始日の11日前、審査保管室は利用開始日の前日（当該日が金融機関営業日でない場合は、直前の営業日）です。

料金 (単位：円)

区 分		使 用 料			
		(無料時)		(有料時)	
		全 日	時間外[1時間]	全 日	時間外[1時間]
展 示 室	A	18,400	2,500	22,080	3,000
	B	18,400	2,500	22,080	3,000
	C	18,400	2,500	22,080	3,000
	D	19,200	2,700	23,040	3,240
	E	11,900	1,600	14,280	1,920
	F	12,100	1,600	14,520	1,920
	G	30,200	4,200	36,240	5,040
	(1/2)	(15,000)	(2,000)	(18,000)	(2,400)
	H	13,800	1,800	16,560	2,160
	I	14,100	1,900	16,920	2,280
J	12,800	1,700	15,360	2,040	
(1/2)	(6,200)	(800)	(7,440)	(960)	
合 計		169,300	23,000	203,160	27,600
審 査 保 管 室	1	6,800	900	8,160	1,080
	(1/2)	(3,300)	(400)	(3,960)	(480)
2	5,800	800	6,960	960	
	(1/2)	(2,800)	(300)	(3,360)	(360)

(注) 全日料金：午前10時から午後6時（金曜日は午後8時）までの料金
 時間外料金：午後6時（金曜日は午後8時）以後の1時間ごとの料金

5 利用時間等

(1) 利用時間

午前10時から午後6時まで（金曜日は午後8時まで、希望者のみ午後6時まで可）

(2) 休館日

- ア 毎週月曜日（この日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
- イ 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- ウ その他設備の点検等のため、臨時に休館することがあります。

(3) その他

利用時間以外で、ギャラリーの展示室、附属設備等の利用できるのは次のとおりです。

- ア 搬入・搬出の指定日（休館日）において、美術館企画業務課が指定した時間
- イ 利用時間の前後30分以内で、利用の円滑化を図るため、美術館企画業務課が特に必要と認めた時間

(4) 時間外利用

上記以外に、搬入・搬出、展示等のため、やむを得ず利用時間を超えて、展示室、審査保管室を利用しようとする場合は、事前に美術館企画業務課の承認を受けてください。その場合、時間外使用料をお支払いいただきます。

6 審査保管室の利用

- (1) 作品の審査、保管等のため、審査保管室（2室）が利用できます。1室の2分の1の利用も可能です。
- (2) 審査保管室の利用は、当該利用期間の展示室の利用許可を受けた者を優先します。
- (3) 審査保管室の利用期間、利用できる室は、展示室利用者の希望にもとづき、美術館企画業務課で調整を行います。調整後、審査保管室の利用許可申請書を提出していただきます。

7 書類提出・広報

(1) 書類提出

利用許可を受けた方又は利用責任者は、美術館企画業務課が事前（概ね利用開始日の4か月前）に送付するギャラリー利用に係る書類を別途、依頼する期日までに「施設利用受付」あて郵送により提出していただきます。必要があれば、利用調整打合せを行います。

ギャラリー利用者あての注意事項は、必ず関係者に周知してください。

疑問点などがありましたら、利用許可を受けた方又は利用責任者によりお尋ねください。

(2) 広報

展覧会の広報を行う場合や募集要項を作成する場合は、会場を「愛知県美術館ギャラリー（愛知芸術文化センター8階）」としてください。

また、美術館内でマスコミの取材を受ける場合は、「愛知県美術館ギャラリー利用明細表」（※）の

備考欄に日時、マスコミの会社名等を御記入ください。

8 搬入・搬出

(1) 搬入・搬出等の時間

搬入・展示作業 利用開始日の直前の休館日の午後1時から午後6時まで

搬出・撤去作業 利用終了日の直後の休館日の午前9時30分から午後0時30分まで

ただし、利用日が保守点検日の前週の場合は、展覧会最終日に搬出・撤去していただく場合があります。

また、審査保管室を利用する場合、展覧会の規模等の事情から、この時間内で作業ができないと美術館企画業務課が判断した場合は、別の日時に行っていただくこともあります。

(2) 搬出時間の特例（展覧会最終日）

愛知県美術館ギャラリーの催し物については、美術館の開館時間中（午前10時から午後6時まで。金曜日は午後8時まで、希望者のみ午後6時まで可）は、展覧会を開催することとしています。

ただし、主催者の都合により、展覧会最終日に搬出を行う場合は、次のアからオの条件のもとに、午後4時以降の搬出を認めます。搬出の作業開始（搬入口、バックヤードでの作業を含む）は、午後4時から午後6時までの間で、主催者が希望し他の展覧会に影響のない時間からとします。

ア 展覧会のポスター、案内ハガキ、前売券などの印刷物、新聞等での広報に、展覧会最終日の開催時間が明示されていること。

例：火曜日～土曜日 午前10時から午後6時まで（金曜日は午後8時まで）

ただし、入場は閉館の30分前まで。

日曜日（最終日）は午後4時まで。

イ 同時開催中の他の展覧会の主催者及び展示室、ロビー、廊下にいる鑑賞者に対し、搬出作業の騒音等の迷惑がかからないこと。

なお、搬出経路にロビー、廊下が含まれる展覧会は、他の展覧会が終了するまで搬出作業を開始できません。ただし他の展覧会的主催者が了承した場合のみ、午後5時から搬出作業を開始できます。

ウ かけこみの来場者にも柔軟に対応するため、展覧会の終了時間まで鑑賞を断らないこと。

従って、その来場者が展覧会を見終わるまでは、搬出作業を開始しないこと。

エ 作品の搬出にあたっては、必ず1階搬入口B及び地下5階駐車場内搬入口Fから退出することとし、8階の正面玄関からは退出しないこと。

オ 午後6時を超えて搬出する場合は、時間外利用となります。「愛知県美術館展示室時間外利用承認願」(※)を提出の上、時間外使用料を納入していただきます。

(3) 搬入・搬出の方法

ア 作品は、できるかぎり集約し、トラック等で一括して搬入・搬出を行ってください。

イ 搬入・搬出日は、当センター錦通沿い1階東側搬入口へ直接来ていただき、「愛知県美術館展示室利用許可書」を守衛へ呈示してください。

ウ 利用責任者は、搬入・搬出の作業を始める前に、必要な注意事項を、作業員全員に説明してから作業を開始してください。

エ 美術館で承認を受けた搬出入証は、搬入出作業前に作業員全員に目立ち易い場所に着けるよ

う指示してください。

- オ 展覧会主催者及び実際に作業をする人は、搬入・搬出作業の安全に十分留意し、美術館の定める下記「(4) 搬入・搬出の安全対策」を確実に守ってください。
- カ 美術館ギャラリー内で、作品の制作（作品の設置は除く）を行ったり、飲食をしないでください。
- キ 美術館ギャラリー内での火気使用は絶対に行わないでください。
- ク 美術館の備品を使用する場合は、「愛知県美術館ギャラリー利用明細表」(※)で申告してください。他の団体が希望する備品の数により調整させていただくこともあります。備品は搬出の際所定の位置に返却し、警備員の確認を受けてください。
- ケ 梱包材等の資材は、必ず持ち帰ってください。
- コ その他係員の指示に従って作業を行ってください。

(4) 搬入・搬出の安全対策

- ア センター職員等からの安全確保のための必要な指示に従ってください。
- イ 作業開始前に必ず全員に作業の手順を示し、十分な安全指導・注意を行ってください。
- ウ 作業には必ず十分な人員を配置し、責任ある人の指揮の下に作業を行ってください。可動壁には作品や梯子を立て掛けないでください。
- エ 高所作業については、次の事項を守ってください。
 - (ア) 梯子及び脚立は、高さ2 m未満での使用とし、貼付してある取扱注意等をよく読んで、正しく使用してください。
 - (イ) 2 m以上の高所で作業する場合は、高所作業台を使用してください。その際は、万が一の墜落事故から身を守るため、ヘルメットと安全帯を着用してください。
 - (ウ) 高所作業台を使用して作業する時は、必ず次の行動に移る前に、台上の人が下で支える人に声を掛ける等、相互に連携よく作業を行ってください。
- オ 重量物の運搬に際しては、重量に応じた必要十分な作業人員を配置し、必ず責任ある人の指揮の下で、台車等を正しく使用して作業を行ってください。
- カ 美術館の搬入口に設置されているクレーンを使用される時は次の事項を守ってください。
 - (ア) クレーンを使用するときは、使用経験のある人が作業を行ってください。
 - (イ) 運転する人、玉掛け作業をする人及び安全を監視する人を決め、監視する人が周囲に危険がないことを確認しながら作業を行ってください。
- キ 作品懸架用ワイヤの使用については、次の事項を守ってください。
 - (ア) ワイヤでの展示方法は、ピックチャーレールから垂直に作品に重量がかかる方法としてください。その他の展示方法は認められません。
 - (イ) ワイヤを移動する場合は、作業を指揮する人の責任ある指揮の下に道具を正しく使用して作業を進めてください。
 - (ウ) ワイヤの移動作業中は、危害が及ぶ範囲に他の人がいないことを常に確認してください。
- ケ 事故が発生した時は、直ちに受傷者の救急救命にあたるとともに、速やかにセンター職員等に事故の発生を知らせてください。

(5) 特殊展示等の届出について

以下の場合、事前に「愛知県美術館ギャラリー特殊展示設備使用・特殊看板設置・写真撮影及び電気使用願」(※)を提出してください。

- ア 展示室等に、特別の設備、電源を使用する等の特殊な作品、特設の看板を設置しようとする場合
- イ 看板は、原則として美術館企画業務課の指定する仕様のものを、指定された場所に掲出させていただきますが、それ以外の看板を掲出する場合
- ウ 電源を使用して、展示作品を撮影しようとする場合

なお、電気使用料は負担していただきます。

(6) その他

搬入日には、以下について、10階企画業務課で受取ってください。

ア 地下駐車場利用申出券（展覧会期間中1日当たり3台分）

イ 展覧会報告書

ウ カウンター（必要な場合）

9 展覧会の開催

(1) 展覧会の開催時間

原則として、美術館の利用時間としてください。

午前10時から午後6時まで（金曜日は午後8時まで、希望者のみ午後6時まで可）

(2) 会場利用の責任者

ア 展覧会期間中の受付当番者は、毎日午前9時30分までに8階ギャラリーロビーに集合してください。

8階ギャラリー開館時間の前ですので、NHK放送センタービルとの間にあるスロープを下り、地下1階守衛室で入館証を、防災センターで主催者控室の鍵を受け取ったのち、業務用エレベーター（9号、10号）で8階へ上ってください。

イ 受付当番者は、毎日の開閉館時には必ず、警備員による開錠に立会ってください。

ウ アの入館証は、終日胸付近につけておいてください。途中で受付当番を交代するような場合は、後任者に引き継ぎ、毎日終了時には必ず守衛室に返却してください。

エ 控室の鍵は火気点検票とともに毎日防災センターへ返却してください。

オ 「地下駐車場利用申出券」は、開催期間（搬出入日を除く。）の使用に限ります。責任者は数量チェックを含めてその保管を厳重にしてください。

カ 最終日に、「地下駐車場利用申出券」の残券、封筒、展覧会報告書、カウンター（借用した場合）を返却してください。

(3) 受付、監視等の要員

チケット販売、受付、展示室の監視等の要員は、主催者の責任において配置してください。

(4) 附属設備の利用

主催者控室、チケット売場、アートショップ、ロビー、ラウンジ等の使用を希望する場合は、事前に美術館企画業務課の承認を受けてください。また会期中は、主催者が責任をもって管理してください。

(5) 生花による装飾

美術館ギャラリー内に生花等を飾ることは、開会式も含め一切できません。

(6) 物品の販売

商品の販売を前提とする展示はできません。

なお、展覧会の図録、絵はがき等の物品を販売しようとするときは、事前に「物品販売願」(※)を提出してください。

1 0 利用者の義務、許可の取消し等

- (1) やむを得ない理由によって、利用許可を受けている展示室、審査保管室の利用の取消しを希望する場合は、展示室利用取消承認申請書に展示室利用許可書を添えて提出し、美術館長の承認を受けてください。また、納入通知(納付)書兼領収書が送付されている場合は、これを返却してください。
- (2) 美術館ギャラリーの利用に際しては、許可条件及び美術館企画業務課の指示に従うとともに、美術館ギャラリーの秩序を乱すような行為を行わないでください。
- (3) 前記に違反したときは、美術館長は利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることがあります。この場合、すでに納付された使用料は返還しません。
- (4) 美術館ギャラリーの秩序の維持及び管理上の必要があると認めるときは、美術館長はその利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることがあります。
- (5) 美術館ギャラリーの施設や設備、備品等をき損、汚損又は紛失したときは、速やかに美術館企画業務課に申し出てください。利用者の費用負担で修繕等を行い、原状に復していただきます。
- (6) 鑑賞者及び他の利用者(主催者)に迷惑をかけないように十分に配慮してください。特に、他の利用者の展覧会開催中に搬出作業を行う際は、御配慮をお願いします。
- (7) 震災及び火災等の災害時には、主催者の皆様には鑑賞者を安全に避難誘導していただきますようお願いいたします。

これは、特に法律等で定められた義務ではありませんが、鑑賞者に対する主催者の責務として、センターの職員が駆けつけるまで、また、職員が到着してからは職員と協力して、自主的に鑑賞者の避難誘導の任に当たっていただくものです。

避難経路を確認の上、避難誘導の責務を常に念頭に留めておいてくださるようお願いいたします。

1 1 免責事項

美術館ギャラリーの利用にあたり、盗難・紛失・汚損破損・不測の事故等により、利用者及び鑑賞者に損害が生じた場合、当美術館はその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※「愛知県美術館ギャラリー利用明細表」、「愛知県美術館展示室時間外利用承認願」、「愛知県美術館ギャラリー特殊展示設備使用・特殊看板設置・写真撮影及び電気使用願」、「物品販売願」は、概ね利用日の4か月前に御利用団体(利用責任者)に送付します。

1 2 使用可能備品等一覧

(単位：c m)

種 類	内 容 (用途、規格、寸法等)
1 展示台	立体作品、彫刻、工芸品等の展示に利用
展 示 台 A	幅 90×奥行 90×高さ 10
展 示 台 B	幅 90×奥行 90×高さ 30 (折り畳み式あり)
展 示 台 C	幅 60×奥行 60×高さ 70 (折り畳み式あり)
展 示 台 D	幅 40×奥行 40×高さ 100
展 示 台 E	幅 180×奥行 90×高さ 70
ユニット展示台	幅 60×奥行 60×高さ 70
ユニット展示台リング	幅 60×奥行 60×高さ 10 (ユニット展示台の高さを10c mずつ高く調整する)
2 展示ケース	
展 示 ケ ー ス A	大型縦型ケース：軸装作品、工芸作品等に利用 外寸 幅260×奥行105×高さ270
展 示 ケ ー ス B	覗きケース：卷子、小型作品等に利用 外寸 幅150×奥行 70×高さ105
展 示 ケ ー ス C	四面ガラスケース：工芸作品等に利用 外寸 幅 90×奥行 90×高さ210
3 台 車	
絵画キャリアーA-I	幅 180×奥行 90×高さ 160
絵画キャリアーA-II	幅 183×奥行 92×高さ 161
絵画キャリアーB-I	幅 150×奥行 80×高さ 150
絵画キャリアーB-II	幅 182×奥行 92×高さ 164
絵画キャリアーC-I	幅 160×奥行 110×高さ 150
絵画キャリアーC-II	幅 182×奥行 92×高さ 164
絵画キャリアーD	幅 218×奥行 148×高さ 220
絵画キャリアーE	幅 127×奥行 87×高さ 91
台車A	幅 163×奥行 91
台車B	幅 255×奥行 180
台車C	幅 140×奥行 75
台車D	幅 140×奥行 75
台車E	幅 90×奥行 60
パレットトラック	荷重 1,500k g
4 展示用備品類	
可動展示パネル (自立式、展示室J等で使用)	幅290×奥行90×高さ300 (旧タイプ) 幅240×奥行100×高さ280 (新タイプ)
高 所 作 業 台	やぐら型 (耐荷重 140k g)
高 所 作 業 台	やぐら型 (耐荷重 250k g)
高 所 作 業 台	タラップ型
は し ご	※2m以上の高所作業は使用不可
脚 立	※2m以上の高所作業は使用不可
ヘルメット・安全帯	作業の安全を確保するため
ワイヤセット (ワイヤ・ハンガー)	長さ3m又は5m、直径2mm ※ 別記 ワイヤの取扱いについて
ワイヤー金具移動棒	
スポットライト	立体作品等照明用

種 類	内 容 (用途、規格、寸法等)
5 会場用備品類	
看板スタンド	会場入口等に設置、展覧会名表示用 (看板は、主催者で用意)
キャスター付パネル	会場入口等に設置
ホワイトボード	会場入口等に設置
受付カウンター	受付用
折り畳み机・椅子	受付用
受付用椅子	受付及び展示室内用
ソファ	展示室内での休憩用
演 台	開会式用
ワイヤレスマイク	開会式用

- (注) 1 使用可能数は、利用希望により美術館企画業務課が調整します。
2 備品の使用に当っては、係員の指示に従うとともに、作業の安全を確保するため、注意事項を守って正しく使用してください。
3 備品等をき損、汚損、又は紛失したときは、速やかに美術館企画業務課に申し出てください。利用者の費用負担で修繕等を行い、原状に復していただきます。

<ワイヤの取扱いについて>

- 1 搬出時に各展示室の固定壁に残していただくワイヤ (3m) の本数は、以下のとおりです。

展 示 室	本 数	
A	40	
B	40	
C	40	
D	40	
E	30	
F	30	
G	1	20
	2	20
H	30	
I	30	
J	1	20
	2	20

- 2 ワイヤを片付ける場合は、3mワイヤは、ワイヤワゴンに掛けてください。ワイヤワゴンが満杯の時は、必ず1本ごとにゆるく巻き取り、ハンガー1個が着いていることを確認して所定のビニール袋に (1袋に1本) 入れて、機材倉庫3のボックストレイに3mワイヤと5mワイヤを区別して収納してください。

なおワイヤは、丁寧に取り扱いってください。

- 3 搬出時の展示室内のワイヤの本数が、1の本数に対し過不足が生じた際は次の措置をお願いします。

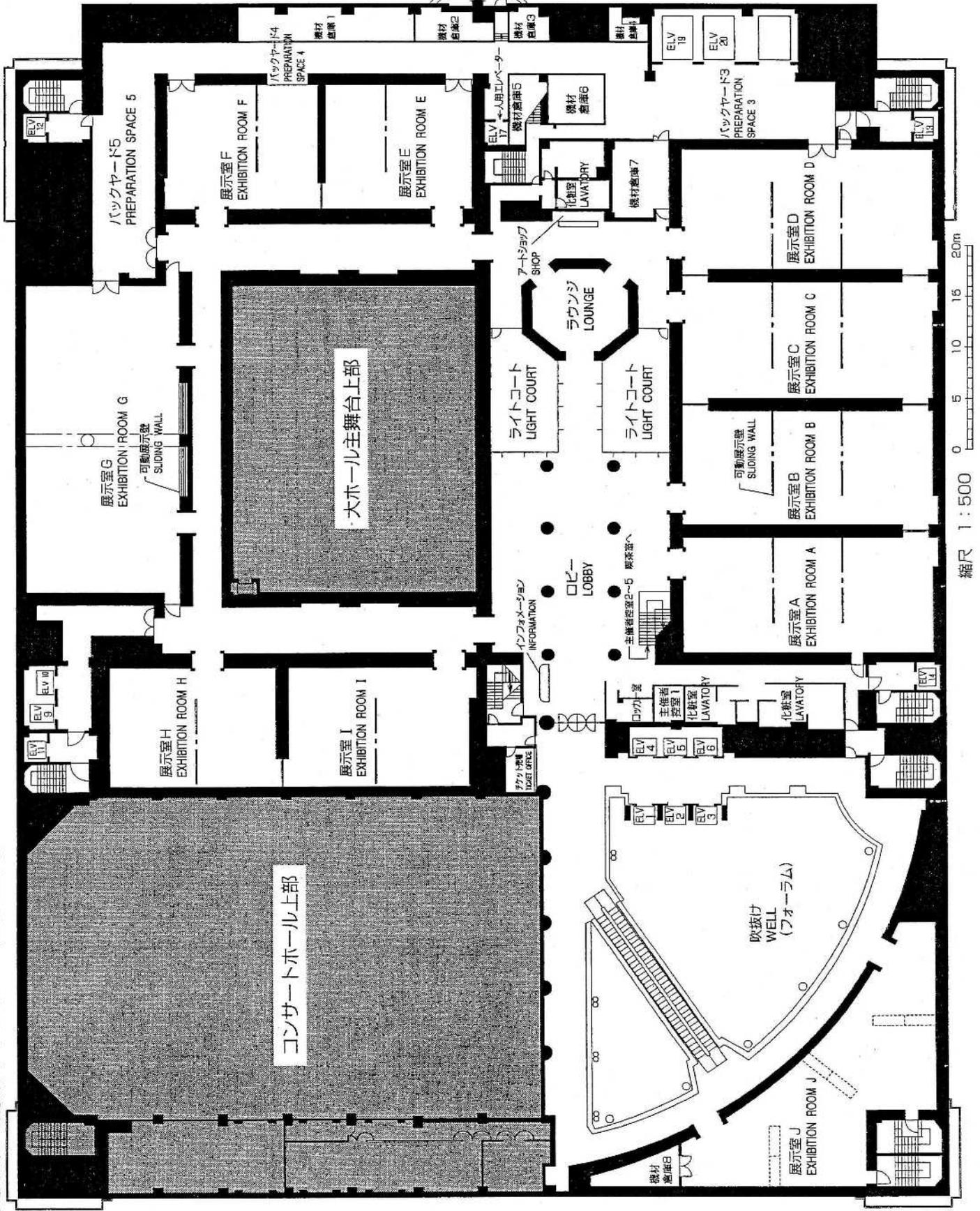
- (1) ワイヤが余った場合

余ったワイヤを2の方法で展示室から機材倉庫3へ収納してください。

- (2) ワイヤが足りない場合

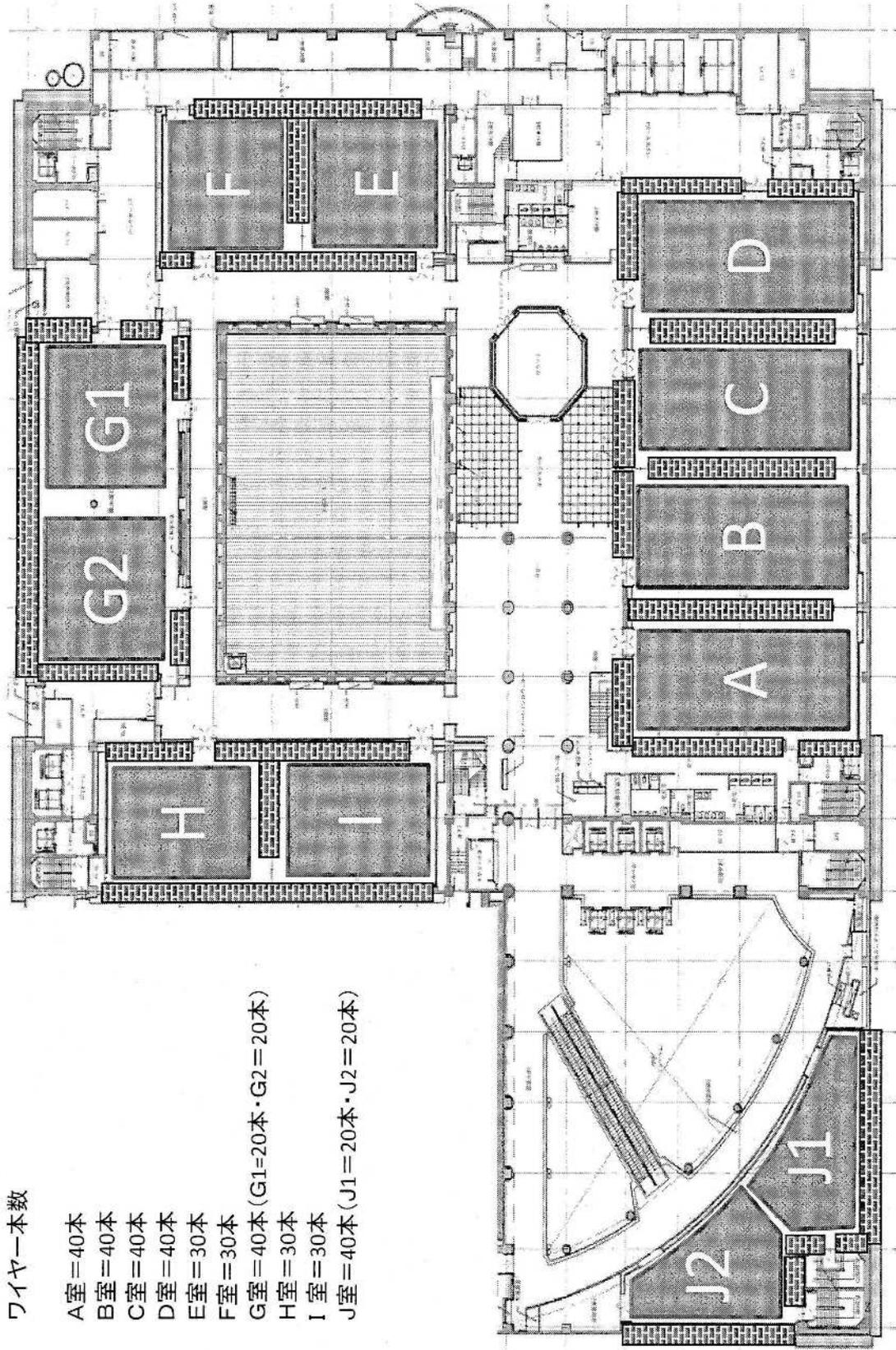
足りない本数を機材倉庫3より出して展示室に掛けてください。

愛知県美術館ギャラリー（8階全図）



※展示室A～Dの可動壁は、各室2枚です。
 展示室E、F、H、Iの可動壁は各室1枚です。

8Fギャラリー 固定壁図



ワイヤー本数

- A室=40本
- B室=40本
- C室=40本
- D室=40本
- E室=30本
- F室=30本
- G室=40本 (G1=20本・G2=20本)
- H室=30本
- I室=30本
- J室=40本 (J1=20本・J2=20本)

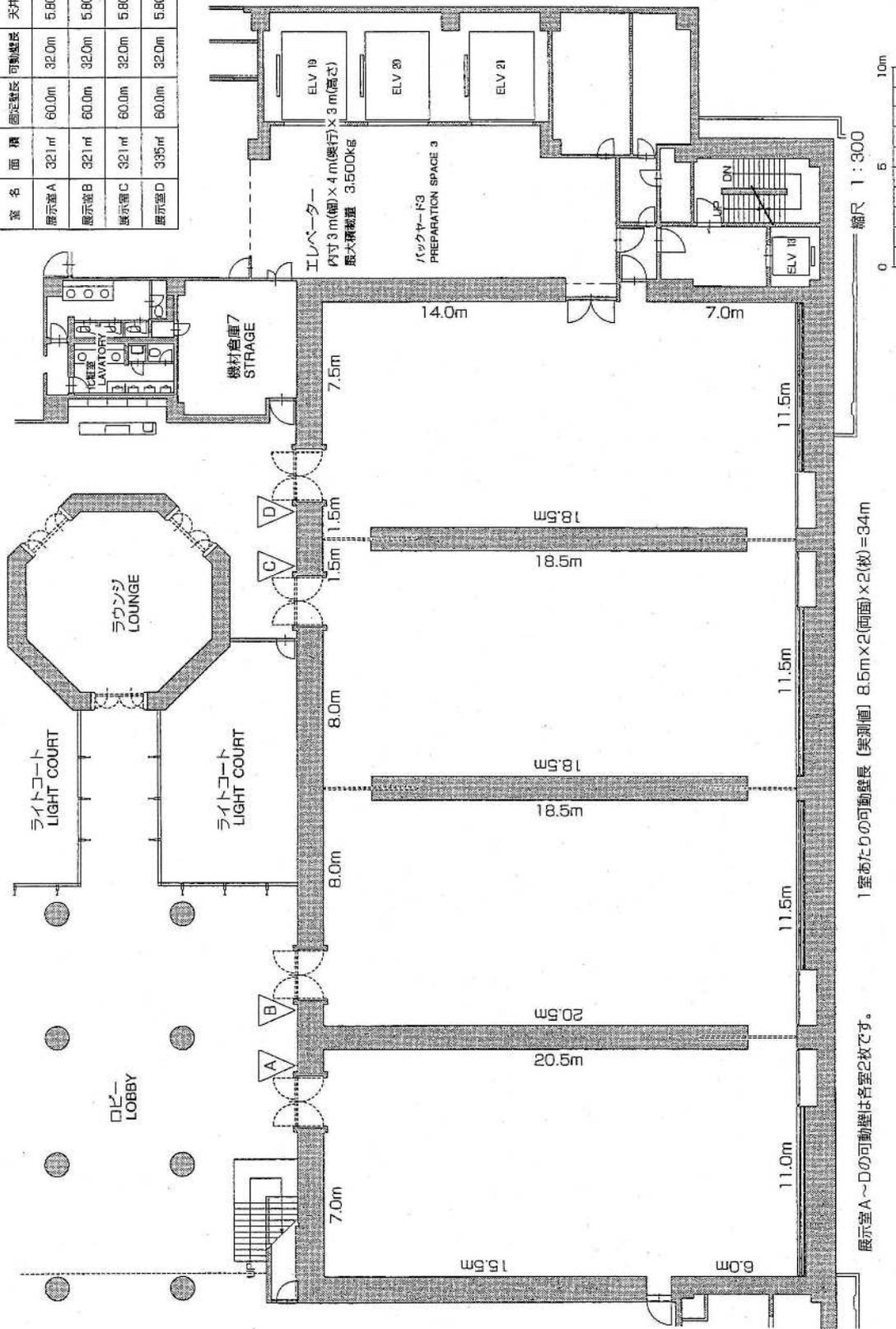
固定壁(※現状復帰は、定められたワイヤー本数・3mワイヤーで、お願い致します。)

ギャラリー・展示室A-D (8F)

GALLERY (EXHIBITION ROOM A-D)

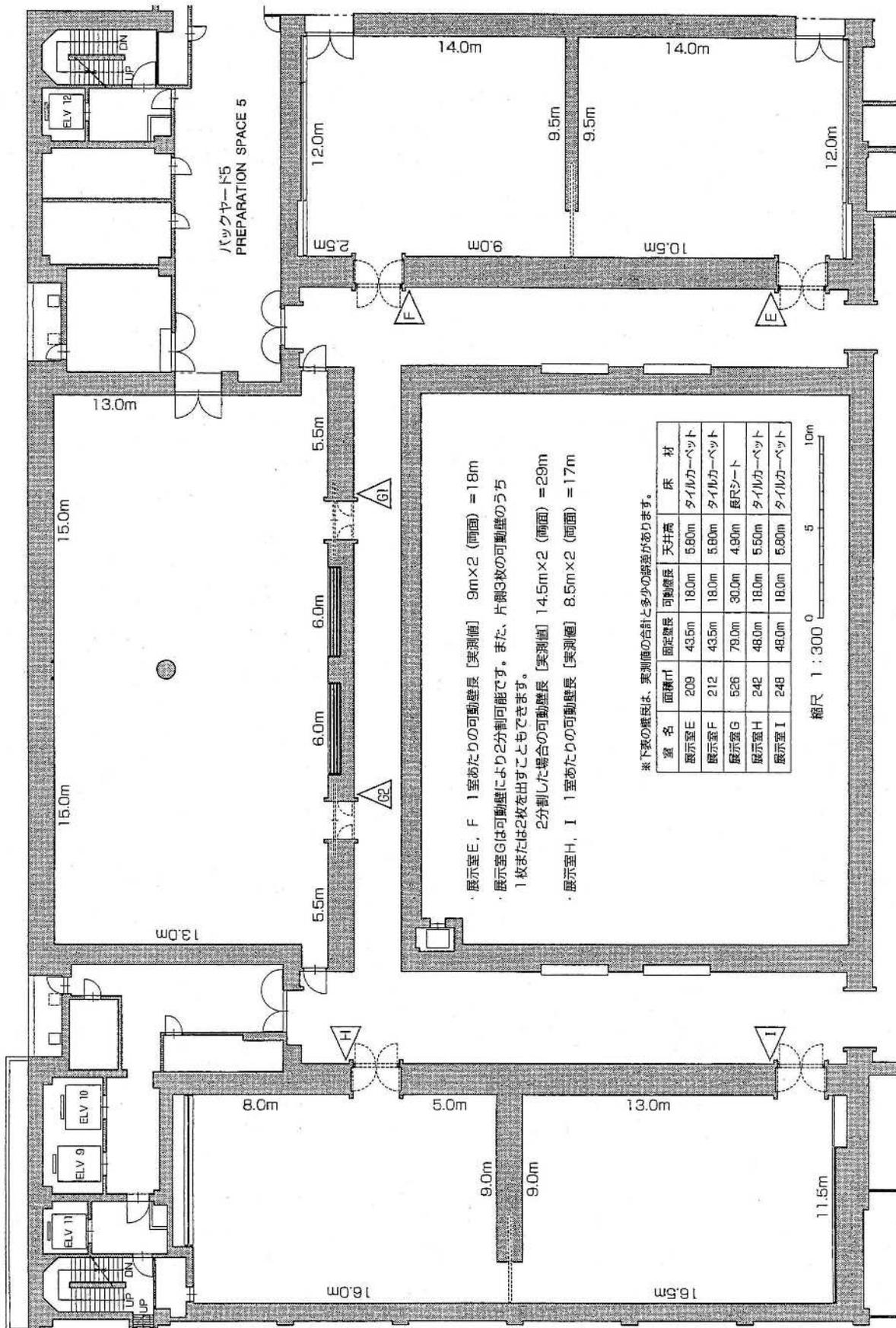
※下巻の壁紙は、実測値の合計と多少の誤差があります。

室名	面積	固定壁長	可動壁長	天井高	床材
展示室A	321㎡	60.0m	32.0m	5.80m	タイルカーペット
展示室B	321㎡	60.0m	32.0m	5.80m	タイルカーペット
展示室C	321㎡	60.0m	32.0m	5.80m	タイルカーペット
展示室D	335㎡	60.0m	32.0m	5.80m	タイルカーペット

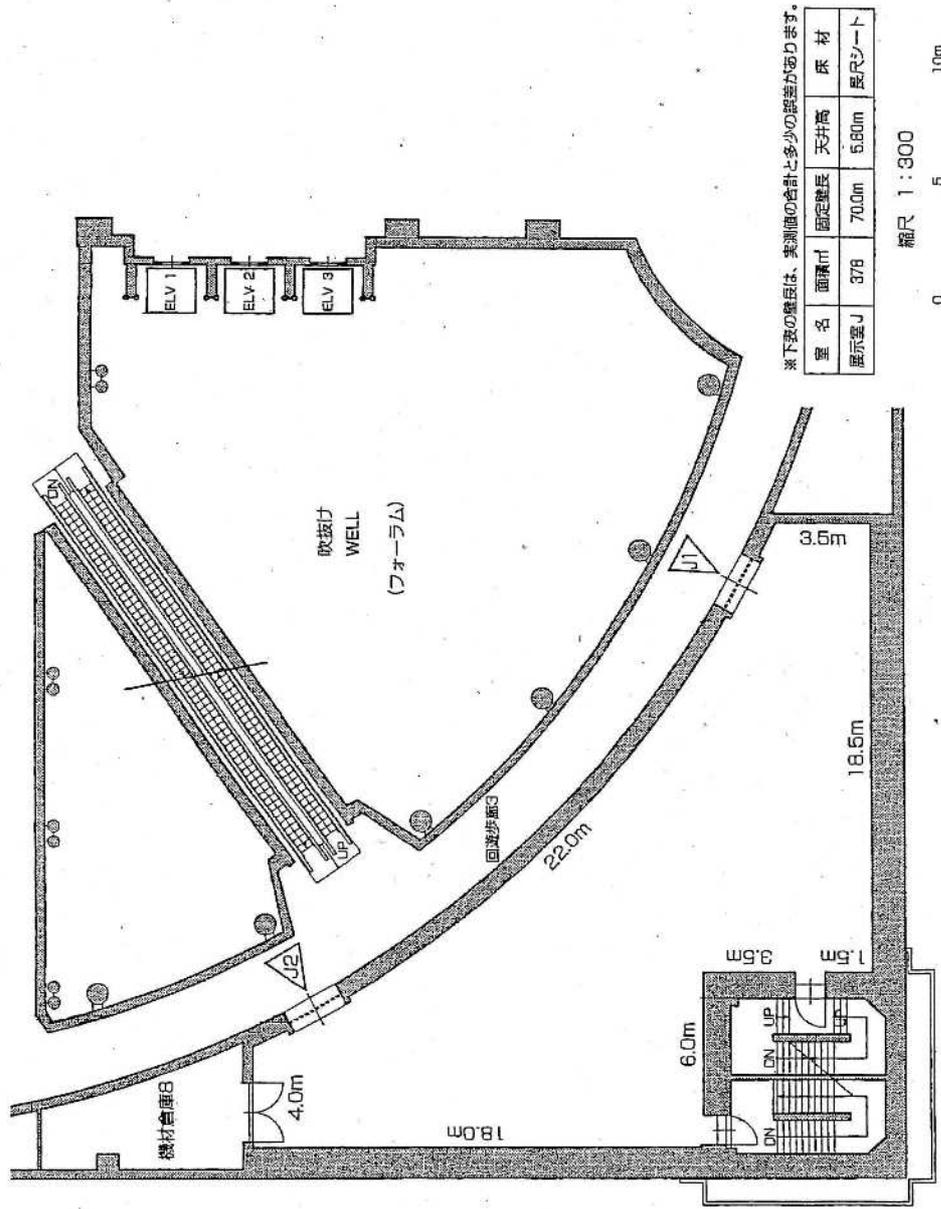


ギャラリー・展示室E-I (8F)

GALLERY (EXHIBITION ROOM E-I)

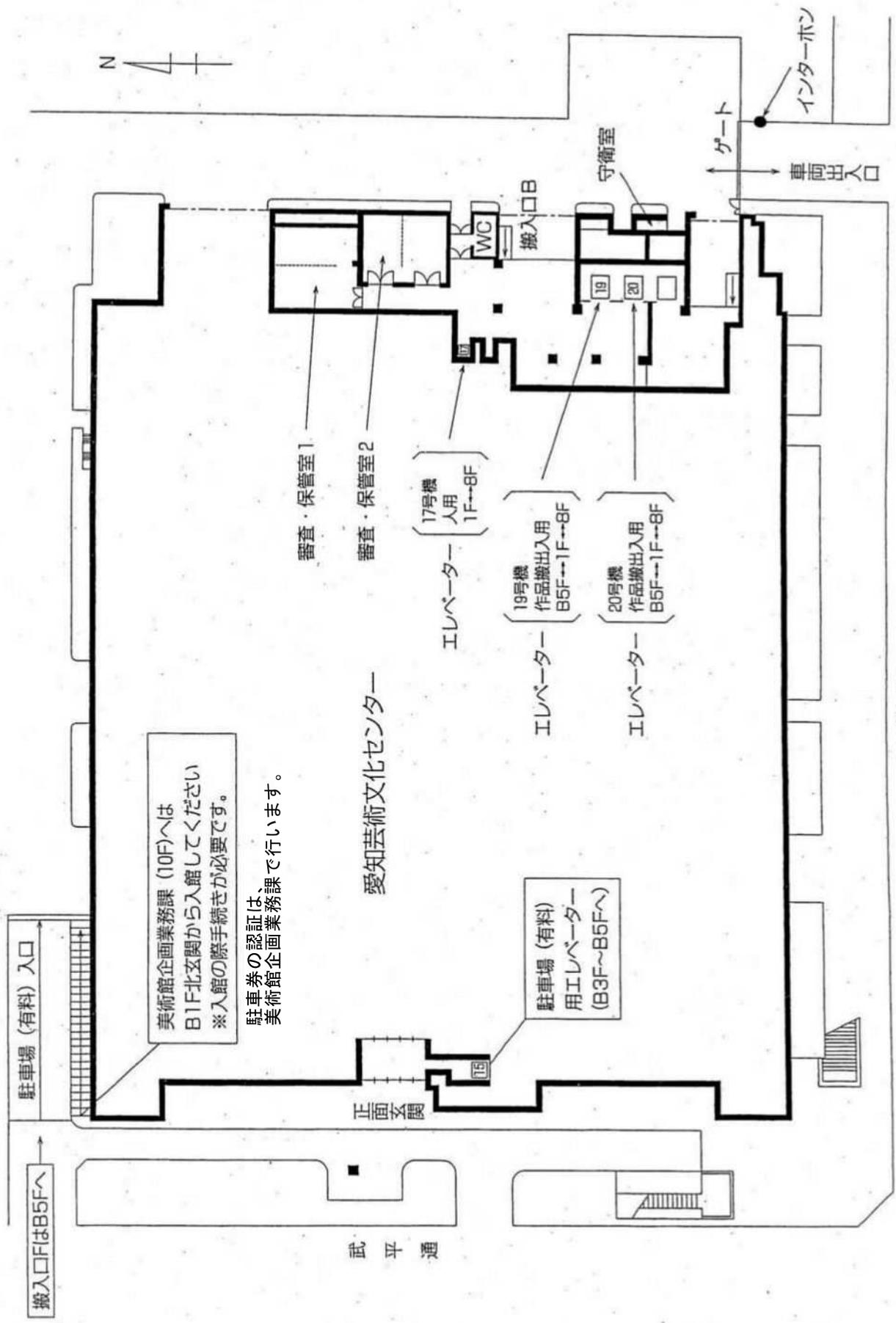


ギャラリー・展示室 J (8F)
GALLERY (EXHIBITION ROOM J)

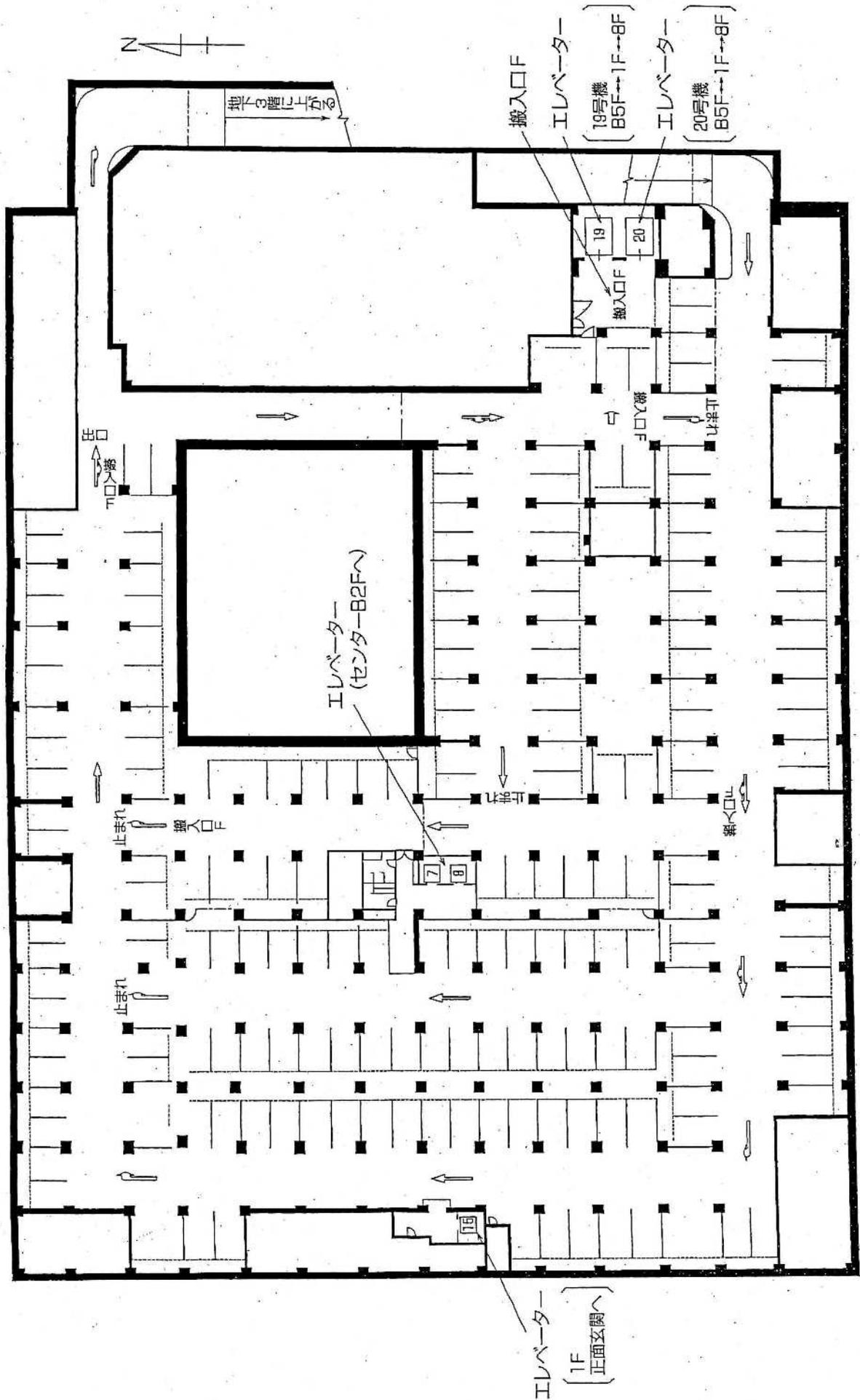


※ 展示室 J には、自立型の展示パネル (幅 9m × 奥行 0.9m × 高さ 2.8m) が 6 台常置されています。

愛知県美術館ギャラリー関係案内図 (1F)



愛知県美術館ギャラリー関係案内図 (B5F)



愛知県美術館ギャラリーの看板について

◆ 8階ギャラリーで使用できる看板には次の2種類があり、設置は全て主催者側にお願ひしています。

種 類	設置場所及び用途	寸 法 等
スライド式(床) 立て置き看板	<ul style="list-style-type: none"> ・受付入口 ・主に表示用 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">永年設置型</div>	(1) 看板サイズ 高さ(H) 1,210mm 幅(W) 450mm 厚み(D) 25.5mm (2) 看板を取り付けるアルミ製スタンドについては、原則として1団体1本。使用する会場の状況によっては2～3本の使用ができる。 (3) 今後、大きさに変更はない。
壁掛け看板	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリー会場入口 ・主に案内及び誘導サイン用 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">永年設置型</div>	(1) 看板サイズ H: 570mm W: 1,570mm D: 20mm (2) 4カ所にビス穴(φ10mm)が必要 <別図1を参照。>

別図1

